

2025年6月

みなさまへ

お知らせ & お願い

弁護士 中島光孝

この度、白澤社から『私的判決論人びとの権利の実現をめざして』を出版しました。私が弁護士として担当した13の訴訟の判決を、体験をまじえ私的に論じたものです。構成は以下のようになっています。

第一部は「弁論が開かれた最高裁判決」です。「ハマキョウレックス事件、日本郵便（西日本）事件」（非正規格差の是正）、「空知太神社事件」（政教分離原則）、「水俣病訴訟」（公害企業救済か、被害者救済か）についてです。

第二部は、「戦争」にまつわる判決です。「大阪・花岡中国人強制連行国賠請求訴訟」（強制の加害を国はいかに償うべきか）、「台湾靖国訴訟、小泉靖国訴訟」（台湾原住民族はなぜ「靖国合祀」を拒否するか）、「アベ的なるもの」との三〇年（「元従軍慰安婦」、「君が代」斉唱、安倍国葬）についてです。

第三部は「労働組合をめぐる判決」です。「三菱重工長崎造船所事件」（労働と組合活動を考える）、「住友ゴム工業事件、近鉄高架下文具店長事件」（アスベストの事件、職場の労働組合活動を考える）、「関西生コン支部刑事弾圧事件」（労働基本権保障の意味を考える）についてです。

それぞれの判決には、多くの人びとがかかわりました。人びとにとって、訴訟は、生きる力を回復するための権力や権威にあらがう実践でした。判決はその結果です。13の判決のなかには身近に感ずるもの、興味や関心をひくものがあるのではないのでしょうか。

訴訟にかかわった人びとの苦闘や思想に触れてみてください。興味や関心のある判決について考えてみてください。

定価 3400円＋税

多くの方にお読みいただくことを願っています。